

避難行動の種類について

自然災害が発生したとき、あるいは発生の恐れがある際には「自主避難」「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」が発令されます。これらの用語の違いを理解し、いざという時に適切な行動をとることが必要です。避難行動の種類については、下記のとおりです。



避難所の様子 (多目的研修集会施設)

種類	内容
自主避難 (各市町村で独自に行うもの)	・避難情報が発令される前に、自分の判断で安全な場所に避難することです。安全な場所とは、避難所だけでなく、知人や親戚の家などが含まれます。
避難準備 高齢者等避難開始	・要避難者や避難行動に時間を要する方が、計画された避難所への避難行動を開始します。 ・それ以外の方は、非常用持出品などの準備を開始します。
避難勧告	・対象地域の居住者の生命・身体の保護を目的とし、安全な場所への避難を促すものです。
避難指示(緊急)	・避難勧告よりも更に被害状況が切迫しており、すぐに避難しなければならない状況です。 ・避難する時間的余裕がない場合は、生命を守るために最善の行動をしなければならない状況です。

※それぞれの避難行動で、自宅の2階や周囲の建物より比較的高い建物に避難する「垂直避難」も有効です。

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

<防災気象情報>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	[警戒レベル相当情報(例)]
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令(市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は直ちに避難を促す場合に発令(市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？

⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。

自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。